

## Q268. 代休を取得させた場合に残業代（休日割増賃金）の支払は必要ですか。

代休とは、休日労働をさせた代わりに取得させる休日のことをいいます。

代休を取得させた場合であっても、休日労働をさせたことに変わりはないため、事前に36協定の締結・届出をしておく必要がありますし、残業代（休日割増賃金）の支払も必要となります。

残業代（休日割増賃金）は35%増しになりますので、通常の労働日の賃金の135%に相当する時間単価になるのが通常ですが、代休を取らせた場合は100%部分については填補したことになりますので、35%部分についてのみ支払えば足りることになります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎